

会員各位

熊本県中小企業団体中央会

会長 櫻井一郎

(公印省略)

「令和6年能登半島地震」に係る義援金の募集についてのお願い

令和6年1月1日に石川県能登地方を震源として、最大震度7を観測した標記の地震については、依然、災害の全容は把握されていませんが、状況が判明するにしがたい甚大な被害が確認され、激甚災害に指定されるなど組合等の被害も大きいものとなることが推察されます。

このような状況下において、全国中小企業団体中央会におきまして、震源に近く、特に被害が甚大に発生している能登地方をはじめとして被災された石川県下の中小企業及び組合並びに関係者の方々を支援するため、標記義援金を募ることとなりました。

つきましては、本趣旨にご賛同くださいます場合は、下記によりご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 義援金の寄付額 1口 10,000円(1口以上)

2. 義援金振込口座

商工組合中央金庫 熊本支店 普通預金 1003941

熊本県中小企業団体中央会

3. 締切日等

義援金引受書 2月20日(火)まで

振込み 2月27日(火)まで

4. 留意事項

(1)熊本県内の義援金につきましては、本会が取りまとめて全国中小企業団体中央会に振り込ませていただきます。義援金にご賛同いただけます場合は、本会にお振込みいただく前に、別添「義援金引受書」にご記入いただき、2月20日(火)までにFAX又はメールにてお知らせくださいますようお願いいたします。

【ご連絡先】熊本県中小企業団体中央会 総務課

TEL:096-325-3255 FAX:096-325-6949

メール:info@chuokai-kumamoto.com

(2)本義援金につきましては、石川県中央会並びに石川県中央会を経由して被災中小企業及び組合を支援するために募集を行うことから、拠出された組合等の税法上の対応は一般の寄付金の扱いとなるため、一定額を超える金額については損金算入の対象となりませんことを申し添えます。

(3)全国中小企業団体中央会からは、寄付金控除の対象となる地方公共団体、日本赤十字社等への支払いは行われません。これらへの支払いを行う場合には、独自に手続きを行うようお願いいたします。